TK正人の業界コラム・・・【左目は千里眼】(2020 年 04 月 26 日)・・・【フリーコラム】

タイトル～＜『休業しない』店舗名公開に対する、「賛否両論」＞

■「4月24日」～【特措法45条】適応で・・・『遂に【店舗名公開】』へ！

先週のコラム＜【特措法24条と45条】～パチンコ店への【賞賛】と【非難】＞において、特措法の一部について記しましたが・・・「4月23日」に「吉村大阪府知事」が『休業要請を受け入れない場合、【特措法45条】において施設名も公開する』と言い出した。個人的には『お願いの強化文句の一つとして・・・だろう』と思っていたし『そう願っていた』。しかし結果的には、「4月24日」付けにて、【大阪府内＝6店舗】の『休業していない店舗名が公開』されてしまった。無論「賛否両論が渦巻く」事となった訳だが、本コラムでは、その件について深堀りしてみようと思う。

更に、【東京都】・【茨城県】は、『28日(火曜日)に、休業していない施設名を公表する』との事だ。今後は「それ以外の他府県においても「発出される可能性はある」のだから、「思考停止」または、「対岸の火事」ではいられない。

＜※本コラムでは、相応の私感(思い)が加わる事を前提になるのが、あらかじめ了承願いたく思います。＞

■先ず、行政側の「店名公開した(する)」法的根拠。

再三で、「くどい」話ではあるが、ココだけは確認しておきたい。

- ●【7都府県】に、＜緊急事態宣言＞発令・・・「4月7日(火)」
- ●【全国】に、＜緊急事態宣言＞発令・・・「4月16日(木)」
- ●【13都道府県】を、＜特定警戒都道府県＞に指定「4月16日(木)」

そして現在、各都道府県にて『自粛要請されている』ほは、各都道府県による【緊急事態措置の発令】であり、それは【特措法・24条9項】を法的根拠として、『要請している』事となる。

●特措法～【第24条－9項】

都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、公私の団体又は個人に対し、その区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関し必要な協力の要請をすることができる。　⇒(※注釈「都道府県対策本部長」とは、各「都道府県知事」となる)

そして【大阪府問題】だが、現在の【要請】&【6店舗名公開】となったのが「4月24日(金)」の事になる。

その法的根拠は、【特措法・45条2項】であり、以下の通り

●特措法～【第45条－2項】

特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるときは、新型インフルエンザ等の潜伏期間及び治癒までの期間を考慮して当該特定都道府県知事が定める期間において、学校、社会福祉施設(通所又は短期間の入所により利用されるものに限る。)、興行場(興行場法(昭和二十三年法律第百三十七号)第一条第一項に規定する興行場をいう。)その他の政令で定める多数の者が利用する施設を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者に対し、当該施設の使用の制限若しくは停止又は催物の開催の制限若しくは停止その他政令で定める措置を講ずるよう要請することができる　。

⇒(※注釈:あくまでも「特定都道府県知事」とあるが、その区分については現在未確認)

そもそも、同じ【要請】なではあるが、全く次元が異なる法文になっている。まずは「少なくともパチンコ業界に身を置く者」が、今回の「大阪府問題」について発言する時は、この法文を読み、多少でも『理解をしてから発言して頂きたい』と思う次第である。(※無論、私もまだ、浅い理解度なのでしょうけど・・・)

■『パチンコ店は、休業すべきなのか？』

定義自体が必要になるので、【2つ】に分けて考えます。（結果は同じ事になっても・・・）

【1】・・・「特措法45条2項」が発令されている場合

休業要請先の定義が、**【多数の者が利用する施設】**と定義されている以上、**『要請を授受すべきである』**と考える。

⇒後に述べるが、現実的には「要請を受け入れる義務がある」事と、「営業する権利」の戦いでもある。

【2】・・・「特措法24条9項」が発令されている場合

休業要請先の定義は、**【公私の団体又は個人】**と定義されており、団体（遊技場組合等）に要請があった以上、**『要請を授受せざるを得ない』**ものと考えられる。

＜結果的には『休業する』事で、どちらも同じ答えとなるが、その温度感は全く違う事になるのではないだろうか？＞

●**現状多くの【特措法24条】下において**、【休業している店舗（法人）】は、心情察した上で**『称賛される事』**であり、『世論も、そうあって欲しい』と願う。ただし、「休業していない店舗（法人）」に対して（飲食店等も含む）、「非難する事は出来ない」し、**『非難する事は避けるべき』**と思っている。

（※少なくとも、同じパチンコ業界人が非難する事は、（心情お察しするが）**【今は】**、口にしてはいけないと思う）

●しかし、**【特措法45条】下においては、話が変わる。**

「営業継続している店舗側」としては、『万全の対策をしている』。『3密状態では無い』。そもそも『パチンコ店がクラスター発生事例は無い』。『従業員の生活を守る為』。・・・と言われる事もある様だが、行政も世論も、**その次元での話では無い**事を理解すべきです。

少なくとも行政側は、**『【大勢の人が集まる】事（施設）に対して休業要請をしている』**訳で、**「3密状態の有無」の話ではない**のです。

例えて言うならば、「今、『3密状態では無い！』と言って、構外（公園等の広い場所）にて、500人のイベントを開催」したら、『それはどうなのか？』と言う話であり、結果は、行政の中止要請は出るし、世論は『開催を注視せよ！』と言うでしょう。その状況下にある上で、【大阪府の6店舗（現在は3店舗と承知している）】のせいで、『ぱちんこ屋は・・・』と誹謗される事は、「休業自粛要請と授受した多くのパチンコ店」及び「パチンコ業界に携わる者」にとって、**正直、『迷惑でしかない』**。

■「義務の履行」と「権利の行使」の問題なのか？

平常時であろうが、緊急時であろうが、業務上であろうが、友人の約束であろうが、どの様な場合でも遭遇する事となる**【義務と権利】**の話だが、今回の【大阪騒動】の話は『ちょっと違う』観点で見る必要があるとも思っている。

「にわとりと卵」の話では無いが、**①:＜義務を全うして権利が発生する＞のか？②:＜既得権利を主張して要請を履行しない＞のか？**・・・の問題として考えさせられる事案でもある。

具体的に記するならば、**＜会社に入社して「業務をこなしているから給料をもらう権利がある」のか？「入社したから、業務はサボるけど給料をもらう権利がある」のか？＞**・・・とかの話になる。

しかし、他多くの**「休業自粛しているホール」においては『【休むと言う義務】を履行している』**と定義した場合、逆に**「今尚、営業を続けているホールは、『義務を履行していない』**と言う対局的な論議になる事は必至でもある。

少なくとも、【義務が先】と言う主張が正しければ、『公表6店舗は休業すべき』と考えるのが普通の感覚で、しかし【権利の主張先】が通るのであれば、『営業継続しても良い』と言う事になるだろう。

少なくとも私は、**「特措法45条」の下では、【休業は義務】と捉えているので、『休業すべき』**論者である。

■本来は【45条の3項・4項】に基づいて発令すれは、誤解も生じなかった？

行政（世論）は『要請を無視している』と言われるが、そもそも【45条2項の適応】で「要請」としている事が、**＜報道メディアの、説明不足した発信力＞のせい**で誤解が生じていると感じざるを得ない。（ぶっちゃけ、腹が立つ！）

●特措法～【第45条－3項】

施設管理者等が**正当な理由がないのに前項の規定による要請に応じないとき**は、**特定都道府県知事**は、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、当該施設管理者等に対し、当該**要請に係る措置を講ずべきことを指示する**ことができる。

そもそも、大阪府は**『なぜ「45条3項」を使わなかったのか？』**が疑問であり、最初から【休業指示】を出していれば、「24条の**要請**」と「45条の**指示**」として、ちゃんと区別評価されていたのかもしれない。

ある意味「日本の行政らしい」とも言えなくも無いが、**「（ただの）お願い」⇒「（法的）要請」⇒「強い要請」と手順を踏んでから、「そして⇒「指示」」**となるのだろうが、こちとらパチンコ業界としては**『既に混乱してる』**し、**『混乱を招いていた要因の一つは、大阪府（今後は他の都道府県）行政側にもある』**とさえ思ってしまう。

少なくとも**『セーフティーネット5号の対応を今準備している』（後述）**・・・を添えての発言が無かった事が残念である。

■【セーフティーネット5号】の適応業種拡大について。

私自身、「そっち（税制含む）関係」のは疎い人間なので、『深堀りをする事は専門家に任せる』としても、今後（5月7日以後の休業自粛の延長・再発令の可能性）において、特に**中小の「パチンコ店の経営存続」に大きく関わってくる問題**でもある。

とりあえず現状では、経済産業省・中朝企業庁から、**『新型コロナウイルス感染症に係る資金繰り対策の対象事業者を拡大する方針です』**と公表されている。（※「4月24日付、夕方頃に発出された。が、事前に決定していた事案！）

そこには、『（前略）具体的には、ぱちんこ屋、場外車券売場・場外馬券売場・場外舟券売場等の業種を、新たに政府系金融機関・信用保証協会による融資・保証の対象とする予定です』と記され、ザックリと、**『最大【2億8千万円】＋【2億8千万円】の融資が、実質無担保・無利子にて可能』**と捉えられるような概要が記されている。

正直なところ、現状下では**『その拡大は、本当に実行されるのか？』**とか、**『申し込んでも審査で落ちるのでは？』**とか、**『そもそも、実質融資のスピード感は、いつになるのか？』**とか・・・様々な不安・疑問がありますが、それは経営陣の方々が、『必ず担当書士の方に依頼して』から、申請して頂ければ、「それなり（概ね、審査通過率＝90％程度）になる」と思われます。

この拡大が承認されれば、『融資も受けられない』と言う被害者論弁は通用しなくなる訳で、『社員の給料も払えない』も良い訳になります。その上で最も重要な【現存ホールの存続】を今後論議せねばならない必要に迫られます。

＜追伸とまとめ＞

人類に初めて訪れた**【新型コロナ】と言う難敵**と、それによる**【様々な世論】**に対して、パチンコ業界は・・・

従来の**【内向き】な『パチンコ業界はどう生き残るのか？』思考**では無く、社会の中の【不要不急のビジネスの一つ】として、**『パチンコ業界は、どのようにして、生き残る事を認めてもらえるのか？』**の思考に切り替えられるのか？

・・・それが今、問われている様な気がしてなりません。**・・・がんばれ！パチンコ店！**

＜このコラムは、*無料コンテンツ* に該当しております。情報共有可としますが、転載・改ざん等はお控えください＞
＜また、文章・資料等の所有権は、「有限会社トータル・ノウ・コネクションズ」に帰属いたします＞

TKC～【法人セミナー】のご案内

「TKCセミナー」は、基本的に「単一法人様」または「団体」での勉強会となります。
各法人・団体様の意向を踏まえ、内容はカスタマイズさせて頂きます。
※組合様等の場合、内容にて摺り合せが必要な場合がございますので、ご相談させて頂く事となります。

＜日　時＞:ご依頼会社様の希望とのご相談の上、決定させて頂きます
＜場　所＞:ご依頼会社様にて、手配をお願い致します。
※関西エリアにおいては「大阪元町・スリーストン大阪営業所」開催は可能（概ね15名まで）
＜時　間＞:「1日＝4～5時間」が基本となります。（休憩含む拘束時間です）
＜費　用＞:基本価格～**「1開催＝15万円」**となります。
＜内　容＞:ご依頼会社様とのご相談の上決定させて頂きます。
※基本的内容は、「業界情報」・「パチンコ運用」・「店舗全体運営」の内容が中心となります。
※**「業界動向セミナー」**は、随時必要なタイミングにての開催を推奨いたします。
※**「パチンコ・係数管理運用セミナー」**は、2回～3回（月1回）の連続開催を推奨いたします。
＜その他＞:交通費（長野県長野市から）・宿泊費は別途請求となりますのでご了承くださいませ。

～＜セミナーのカスタマイズ＞について～
⇒【勉強会開催において、多岐に渡るセミナー内容を同時開催したい場合】等。
弊社内容の他、「スロット運用」・「マーケティング情報」等々、内容のご希望がありましたらご相談下さい。
同日（または別日）、別コンテンツの専門的講師の推薦紹介させて頂き、同時（別日）開催となります。
（※この場合、別途講師費用と諸経費が加算されますので、ご了承くださいませ）

＜お問い合わせ＞
弊社代表「髙橋正人」まで、ご連絡下さいませ。
【メールアドレス】:info@tkc-g.jp
【電話連絡】:（会社）026-256-9677　（携帯）090-3063-1757

****

有限会社　トータル・ノウ・コネクションズ
住所：長野県長野市南堀５３０－５
TEL：026-256-9677　FAX：026-256-9688
ホームページ　http://www.tkc-g.jp
メールアドレス　info@tkc-g.jp

****